

南知多町告示第65号

令和8年度及び令和9年度に町が発注する建設工事、設計・測量・建設コンサルタント等業務及び物品の製造・販売、物品の買受け、役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）の一般（指名）競争入札に参加する者に必要な資格、資格審査の申請の方法等を次のように定める。

令和7年12月17日

南知多町長 石黒和彦

《建設工事及び設計・測量・建設コンサルタント等業務》

1 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定に該当する者
- (2) 建設工事にあっては、発注工事の種類に対応する業種について建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に基づく許可を受けていない者。ただし、同法第3条第4項の規定により、許可の更新の申請をしている場合において許可の有効期間の満了後もなおその効力を有するとされている者は、この限りでない。
- (3) 建設工事にあっては、建設業法第27条の29に規定する総合評定値の通知（定時受付は審査基準日が令和6年7月1日から令和7年6月30日までのもの（決算期の変更等により審査基準日が上記期間に該当しない場合で、申請時に変更後の審査基準日における総合評定値の通知があるときを除く。）、随時受付は申請日からさかのぼって審査基準日が1年7か月以内にあるもの）を受けていない者
- (4) 建築設計にあっては建築士法（昭和25年法律第202号）の規定に基づく建築士事務所の、一般測量又は航空写真測量にあっては測量法（昭和24年法律第188号）の規定に基づく測量業者の登録を受けていない者
- (5) その他営業に関し、法令の規定により必要とされる登録等を受けていない者
- (6) 南知多町税、愛知県税及び国税が未納である者
- (7) 建設工事において社会保険（健康保険・厚生年金保険）及び雇用保険の加入についての届け出を関係機関に行っていない者。（届出義務のない場合を除く）
- (8) 「南知多町が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成20年3月26日付け南知多町・愛知県半田警察署締結）及び「南知多町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けている者

2 申請の方法等

(1) 受付期間

ア 定時受付

令和8年1月5日（月）から令和8年2月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）の午前8時から午後8時まで

イ 随時受付

令和8年4月1日（水）から令和10年1月31日（月）まで（日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。）の午前8時から午後8時まで

(2) 申請方法

あいち電子調達共同システム（CALS／EC）にアクセスし、申請書フォームに必要事項を入力し、送信すること。

ポータルサイト <https://www.chotatsu.e-aichi.jp/portal/index.jsp>

(3) 別送書類

(2)による申請後、添付書類として各1部、入札参加資格審査申請要領に従い提出すること。

添付書類（各種証明書）は、鮮明なものである限り複写機による写しでも差し支えないが、証明年月日が入札参加資格申請日において、発効日より3ヶ月以内のものとすること。

(4) 添付書類の提出期日

ア 定時受付

(2)により送信した日から7日以内必着（ただし、最終提出期限は、令和8年2月24日（火）必着）

イ 随時受付

(2)により送信した日から7日以内必着

なお、提出期日の最終日が日曜日、土曜日、祝日及び12月29日から翌年の1月3日までの間に当たる場合は、その日以後の最初の平日とする。

(5) 申請に必要な書類の提出先

申請画面で表示されるので確認する。

(6) 契約を締結する営業所

本店（本社）以外に支店や営業所等を開設している場合でも、本店（本社）を含めてどこか1つの営業所で申請する。（複数の営業所等の申請はできない。）

なお、建設工事にあっては、契約を締結する営業所において、建設業法第3条に規定する営業所としての設置の許可及びその営業所における業種の許可があること。

3 資格審査

1の競争入札に参加できない者に該当しないことを確認し、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定めるところにより審査する。

(1) 建設工事

競争入札に参加できる者は、希望する業種ごとに、建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値により評価する。

(2) 設計・測量・建設コンサルタント等業務

競争入札に参加できる者は、希望する業種ごとに審査を行い評価する。

4 結果通知

資格審査の結果については、電子調達システム（CALS/EC）により通知する。

5 資格の有効期間及び更新手続

(1) 競争入札参加資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付分は、令和8年4月1日（水））から令和10年3月31日（金）までとする。ただし、令和10年4月1日（土）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、その効力を有する。

(2) 有効期間の更新手続

(1)の有効期間の更新を希望する方は、令和9年度以降に令和10年度及び令和11年度の資格審査の告示を予定しているので、当該告示に基づき申請書類を提出するものとする。

6 変更等の届出

2により入札参加資格審査申請書を提出した者は、申請した内容に変更等があったときは、別に定める「入札参加資格審査申請要領」に定めるとおり町長に届け出なければならない。

7 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく会社更生手続開始の決定を受けた者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の決定を受けた者の取扱い

この告示に基づき受け付けた申請により競争入札参加資格者として認められた方で、会社更生法に基づく会社更生手続開始の決定を受けた方（以下「会社更生手続開始決定者」という。）又は民事再生法に基づく民事再生手続開始の決定を受けた方（以下「民事再生手続開始決定者」という。）は、再度の入札参加資格申請をし、認定を受ける必要がある。

なお、会社更生手続開始決定者及び民事再生手続開始決定者は、再度の競争入札参加資格の認定を受けていないときは、競争入札に参加できない場合がある。

8 グループ経営事項審査及び持株会社化経営事項審査における結果に基づく入札参加資格の取扱い

平成20年国土交通省告示第85号附則四又は六の規定に基づき国土交通大臣が企業集団として認定した場合には、当該企業集団の代表建設業者と

して経営事項審査の結果の通知を受けた方は、当該企業集団の代表建設業者として再登録を受けることができる。この場合において、当該企業集団に属する代表建設業者以外の建設業者が現に登録されているときは、当該建設業者の登録を取り消すものとする。

《物品の製造等》

1 営業種目

競争入札参加資格を得ようとする者の営業種目は、次のとおりとする。

(1) 物品の製造・販売

コピー、荒物・雑貨、薬品・試薬・農薬、医療・理化学・計測機器、一般印刷、軽印刷、フォーム印刷、出版・製本、地図、農業・園芸用品、映像・音楽用品、紙・紙製品、看板・旗・標識・徽章、機械・器具、ゴム印・印章、写真機器、自動車・自転車、船舶、航空機、警察用品・消防防災用品、食料品、スポーツ用品、燃料、繊維製品、寝具・室内装飾・家具、資材・素材、厨房機器、ガス器具、電気製品、通信機器、電算機器、文房具・事務用機器、時計・貴金属・眼鏡、学校教材等、電力、贈答用品、図書、特殊物品

(2) 物品の買受け

不用品買受

(3) 役務の提供等

建物等各種施設管理、運搬・保管等、映画等製作・広告・催事、自動車等点検整備、給食、検査・測定、調査委託、コンピュータサービス、航空写真・図面、クリーニング、リース・レンタル、保険業、旅客業、審査業務、外国语、その他の業務委託等

2 申請の方法等

(1) 申請方法

あいち電子調達共同システム（物品等）にアクセスし、（ポータルサイト <http://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>）（以下「電子調達システム（物品等）」という。）において必要項目を入力、送信し、4の書類（以下「別送書類」という。）を2(2)の提出先まで郵送により提出する。

(2) 申請に必要な書類の提出先

共通審査自治体（共通審査自治体は、システムで自動的に決定されるので申請データ送信後、画面上で送付先の確認をする。）

3 受付期間

令和8年1月5日（月）から令和8年2月16日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前8時から午後8時までとする。別送書類は、電子調達システム（物品等）による申請仮受付終了日から7日以内に必着すること（最終提出期限は、令和8年2月24日（火）必着）。

なお、令和8年4月1日（水）以降に随時申請の受付を行う。

4 別送書類

2(1)による申請後、添付書類として各1部入札参加資格審査申請要領に従い提出すること。

5 競争入札に参加できない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の11第1項の規定により準用する場合を含む。）に該当する者
- (2) 営業に関し、法令の規定により必要とされる許可、登録等を受けていない者
- (3) 南知多町税、愛知県税及び国税が未納である者
- (4) 「南知多町が行う契約等からの暴力団排除に関する合意書」（平成20年3月26日付け南知多町・愛知県半田警察署締結）及び「南知多町が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けている者

6 競争入札参加資格者の資格及びその審査

資格審査は、申請の要件をみたしていることを確認する。

7 資格審査結果の通知

資格審査結果については、電子調達システム（物品等）により通知する。

8 資格の有効期間

入札参加資格決定の日（定時受付分は、令和8年4月1日（水））から令和10年3月31日（金）までとする。ただし、令和10年4月1日（土）以降、新たに入札参加資格者を決定するまでの間は、従前の入札参加資格は、その効力を有する。

9 変更申請

申請内容の変更又は営業品目の追加・変更がある場合は、変更申請を電子調達システム（物品等）により行う。

《その他》

1 資格の取消し等

入札参加資格を有する者が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、当該資格を取り消し、若しくは停止し、又はその事実があった後2年間競争入札に参加させないことがある。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても同様とする。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (7) 建設工事にあっては、直近に受けた建設業法第27条の29の規定に基づく経営事項審査の総合評定値の審査基準日（決算日）から1年7か月を経過した者
- (8) 入札参加資格審査申請書又は添付書類について虚偽の事項を故意に記載した者

2 その他

- (1) 町長は、入札参加資格審査に際し必要がある場合は、資料等の提出を求めることができる。
- (2) 入札参加資格者名簿は、公表する。
- (3) 令和8年度及び令和9年度の入札参加資格決定までに行う競争入札については、なお従前の例による。